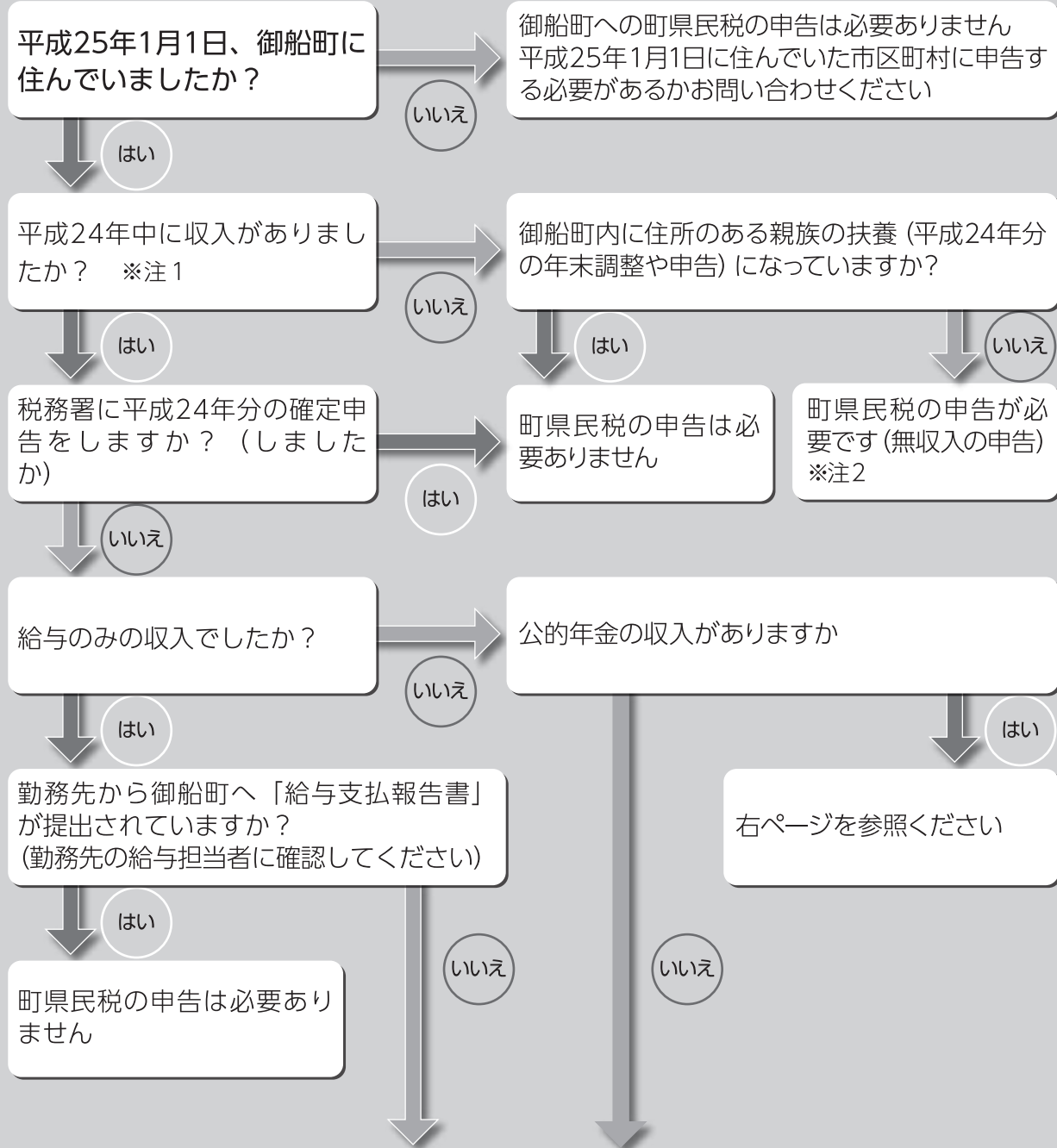


あなたは町県民税（国民健康保険税）の申告が必要ですか？

※申告が必要であるかを判断するための目安にして下さい。ご不明な点は税務課へお問い合わせください。



注1 雇用保険、障害年金、遺族年金などの非課税所得を受給されている人は必ず町県民税の申告をされてください。

注2 無収入であったことや扶養されていたことを申告してください。
申告をしない場合は諸手続（国民健康保険税の軽減、所得証明書の発行など）の支障となる場合があります。

申告が必要な人

- ▽営業、農業、不動産などの事業所得があった人
- ▽給与以外に収入があった人
- ▽年途中で仕事を退職して、再就職していない人
- ▽平成24年中収入がなく誰の扶養親族等にもなっていない人
- ▽町外に居住している人の扶養親族等になっている人
- ▽遺族年金・障害年金など非課税所得を受給している人

申告の必要がない人

- ▽所得税の確定申告をされた人
- ▽収入が給与のみの人で年末調整が済んでいて、ほかに収入がない人

申告に必要なもの

- ① 印かん
- ② 源泉徴収票・支払証明書など
- ③ 営業、農業や不動産の収入がある人は収支内訳書
- ④ 社会保険料、生命保険料や地震保険料の控除を受ける人は、領収書や保険料控除証明書
- ⑤ 障害者控除を受ける人は、障害者

- 手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書。認定書は介護保険係で発行。詳細は17ページに掲載
- ⑥ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書と明細書
- ⑦ 寄附金控除を受ける人は、寄附団体が発行した証明書や領収書
- ⑧ 本人の通帳

還付申告が1月からできます

- 東税務署では1月4日金から還付申告の受付を行っています。
- ▽会場 熊本東税務署1階
- ▽時間 8時30分～17時

税理士が相談を受け付けます

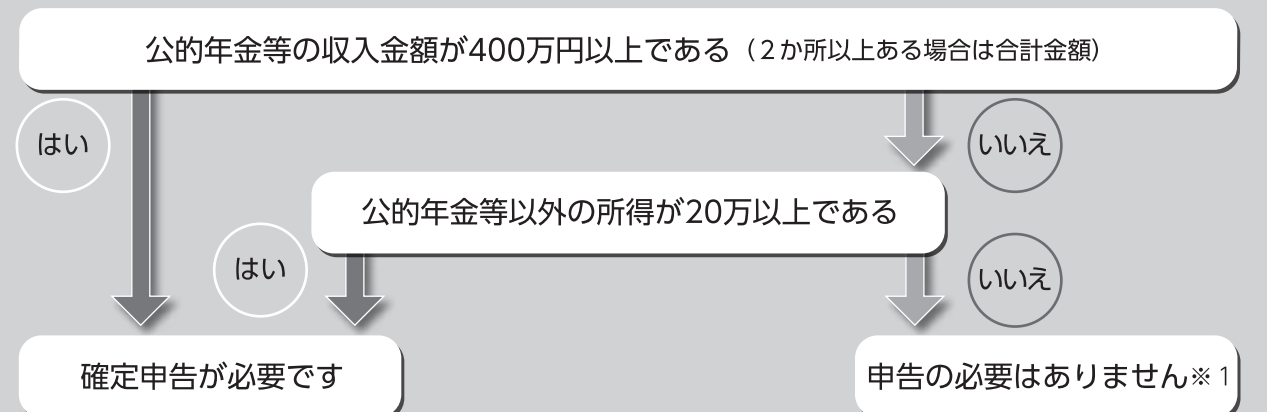
- 2月1日金～2月15日金まで、税理士が申告相談を受け付けます。
- ▽会場 東税務署3階
- ▽時間 9時～16時

税務署主催の還付申告・税理士相談については、熊本東税務署へお問い合わせください。

☎ 369-5566（代表）

申告が必要ですか？（公的年金等の収入がある人）

※申告が必要であるかを判断するための目安にして下さい。ご不明な点は税務課へお問い合わせください。



※1 所得税が引かれている場合は確定申告をすると、所得税の還付を受けられる場合があります。また、次の①・②に該当する人は、「扶養控除」「社会保険料控除等」の控除申告をすると有利になる場合があります。

- ① 昭和23年1月1日以前生まれ（65歳以上）で公的年金等の収入合計が148万円以上の人
- ② 昭和23年1月2日以降生まれ（65歳未満）で公的年金等の収入合計が98万円以上の人

～障害年金や遺族年金などの非課税の年金がある人の申告について～

町では、非課税年金がある人の把握ができません。申告をしない場合は諸手続（国民健康保険税の軽減、所得証明書発行など）の支障となる場合があります。